

3. お支払いに該当しないと判断したご契約件数・具体的事例

【2007年度お支払いに該当しないと判断したご契約件数】

お支払い非該当判断事由	合計		
		保険金	給付金
詐欺による無効	0件	0件	0件
不法取得目的のため無効	0件	0件	0件
告知義務違反による解除	792件	386件	406件
重大事由による解除	0件	0件	0件
免責事由に該当	636件	522件	114件
支払事由に非該当	6,808件	2,397件	4,411件
その他	114件	16件	98件
計	8,350件	3,321件	5,029件

(注) 1. 上記件数は、個人保険・個人年金保険・団体保険等のお支払いに該当しないと判断したご契約件数です。

2. 上記件数には、お支払い事由となる所定の入院日数に満たないご請求など、ご提出いただいた書類（診断書等）から、約款上明らかに非該当となる件数を含んでいます。

【ご参考：2007年度お支払いした件数】

	合計		
		保険金	給付金
お支払い件数	989,691件	114,420件	875,271件

(注) 1. 上記件数は、個人保険・個人年金保険・団体保険等のお支払い件数です。なお、満期保険金・生存給付金・一時金・L.A. ボーナス・ペイバック等、支払査定を要しないものは含んでいません。

2. 上記件数は、ご契約単位ではなく、各保険金・給付金ごとに集計したものです。

【用語のご説明】

<p>詐欺による無効</p>	<p>告知義務違反の内容が特に重大な場合などには、詐欺としてご契約を無効とさせていただくことがあります（ご加入後2年を経過後でも無効となることがあります）。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。</p>
<p>不法取得目的のため無効</p>	<p>保険料・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただくことがあります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。</p>
<p>告知義務違反による解除</p>	<p>保険加入（ご契約の見直し、特約中途付加や復活等を含みます）に際して、故意または重大な過失によって、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合にはご契約を解除することがあります。解除時点の計算に基づき返戻金がある場合には、これをお支払いいたします。</p>
<p>重大事由による解除</p>	<p>保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合には、ご契約を解除することがあります。解除時点の計算に基づき返戻金がある場合には、これをお支払いいたします。複数の入院関係特約に加入して入院に関する給付金が極めて大きな金額になっている場合など、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる場合にも、ご契約（主契約および他の特約を含みます）を解除することがあります。</p>
<p>免責事由に該当</p>	<p>約款には、保険金・給付金ごとに、免責事由としてお支払いしない事由を規定しています。主なものとしては、死亡保険金について、被保険者の自殺、災害死亡保険金について、契約者、被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡、被保険者の無免許運転および酒気帯び運転等による死亡の場合などがあります。</p>
<p>支払事由に非該当</p>	<p>約款には、保険金・給付金ごとに、お支払いする事由を規定しており、ご請求いただいた際、この支払事由に該当しないと判断させていただく場合があります。主なものとしては、高度障害保険金について、高度障害状態の原因となった疾病や傷害がご契約の責任開始前に発生していた場合などがあります。</p>

【お支払いに該当しないと判断したご契約の具体的事例】

<保険金>

事由	種類	事由例	非該当とした事案の概要
告知義務違反による解除	死亡保険金	告知義務違反による解除	ご契約の復活後に「アルコール性肝硬変症」を原因とする「食道静脈瘤破裂」による死亡にて死亡保険金を請求されましたが、復活前に「アルコール性肝障害等」と診断され、通院されていたことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。また、死因と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので、死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました。
	死亡保険金	告知義務違反による解除	「心臓麻痺」により死亡され、死亡保険金をご請求いただきましたが、契約前に「左室肥大」「虚血性心疾患」「多血症の疑い」と診断され、「虚血性心疾患」「多血症」の投薬治療を受けられていたことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。また、死因と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので、死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました。
	死亡保険金	告知義務違反による解除	「左乳癌」による死亡にて死亡保険金をご請求いただきましたが、契約前に「左乳癌」と診断され、入院のうえ手術を受けられていたことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。また、死因と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので、死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました。
	死亡保険金	告知義務違反による解除	「胃癌」による死亡にて死亡保険金をご請求いただきましたが、契約前に「食物のつかえ感がある」との自訴で病院を受診され、胃内視鏡検査の結果、「胃癌の疑い」と告げられていたことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。また、死因と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので、死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました。
免責事由に該当	災害死亡保険金	故意または重大な過失	自宅浴槽内での溺死として、災害死亡保険金のご請求をいただきましたが、浴槽に包丁が沈み手首に自傷した跡があること等が判明したことから、免責事由である「故意または重大な過失」に該当し、災害死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました。（普通死亡保険金はお支払いいたしました。）
	災害死亡保険金	故意または重大な過失	災害死亡として災害死亡保険金をご請求いただきましたが、閉めきった自動車内にて簡易コンロを使用したことによる「一酸化炭素中毒」にて死亡されたことが判明いたしました。 警察、検察医証言から事件性はなく、閉めきった狭い自動車内において簡易コンロを使用する危険性から、免責事由である「故意または重大な過失」に該当し、災害死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました。（普通死亡保険金はお支払いいたしました。）

事由	種類	事用例	非該当とした事案の概要
免責事由に該当	災害死亡保険金	酒気帯び運転中の事故	自動車運転中の事故による災害死亡にて災害死亡保険金をご請求いただきましたが、法令に定める酒気帯び運転以上に相当する量の血中アルコールが検出されていたことが判明いたしました。 免責事由である「法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当し災害死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました(普通死亡保険金はお支払いいたしました)。
		無免許運転中の事故	災害死亡として災害死亡保険金をご請求いただきましたが、無免許で原動機付自転車を運転中に大型自動車と衝突し死亡されたことが判明いたしました。 免責事由である「法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故」に該当し、災害死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました(普通死亡保険金はお支払いいたしました)。
支払事由に非該当	高度障害保険金	支払事由に非該当	両眼の視力を喪失したとして高度障害保険金をご請求いただきましたが、責任開始日前に「網膜色素変性症」と診断されて、継続的に通院されていたことが判明いたしました。 責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因とする高度障害状態とは認められないため、高度障害保険金はお支払い非該当と判断いたしました。
	高度障害保険金	支払事由に非該当	「くも膜下出血」による障害状態のため高度障害保険金をご請求いただきましたが、言語機能については発語による意思疎通がほぼ可能、日常生活動作については歩行器を使用しているもののほぼ自力で可能、四肢関節については自力で動かすことが可能で、いずれも約款で規定する高度障害状態とは認められないため、高度障害保険金はお支払い非該当と判断いたしました。
	高度障害保険金	支払事由に非該当	「増殖糖尿病網膜症」にて高度障害保険金をご請求いただきましたが、両眼の矯正視力がいずれも0.02以下ではなく視力を全く永久に失ったものとは認められないため、高度障害保険金はお支払い非該当と判断いたしました。
	介護保険金	支払事由に非該当	「脳炎」にて介護保険金をご請求いただきましたが、「脳炎」による器質性認知症との確定診断があり、その状態が現在も継続中ではあるものの、衣服の着脱・入浴・食物の摂取・排便排尿の後始末についていずれも約款所定の状態を満たしておらず、「他人の介護を要する状態」とはお認めできないため、介護保険金については、お支払い非該当と判断いたしました。

<給付金>

事由	種類	事由例	非該当とした事案の概要
告知義務違反による解除	入院給付金	告知義務違反による解除	「躁うつ病」にて入院され、給付金をご請求いただきましたが、ご契約日以前より「躁うつ病」と診断され通院されていたことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。 また、請求傷病と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので、給付金については、お支払い非該当と判断いたしました。
	入院給付金	告知義務違反による解除	「卵巣腫瘍」により入院され、給付金をご請求いただきましたが、契約前に「卵巣腫瘍」と診断され、通院されていたことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。 また、請求傷病と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので、給付金については、お支払い非該当と判断いたしました。
	入院給付金	告知義務違反による解除	「左眼白内障」により入院され、給付金をご請求いただきましたが、契約前から「左眼白内障」および「糖尿病」と診断され、通院されていたことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。また、請求傷病と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので給付金はお支払い非該当と判断いたしました。
	入院給付金	告知義務違反による解除	「前立腺肥大症」により入院され、給付金をご請求いただきましたが、契約前に「前立腺肥大症」と診断され、通院中であったことの不告知が判明しましたので、告知義務違反による解除と判断いたしました。 また、請求傷病と告知義務違反の事実との因果関係が認められましたので、給付金については、お支払い非該当と判断いたしました。
免責事由に該当	入院給付金	免責事由該当（故意または重大な過失）	「多発刺傷」にて入院され、給付金をご請求いただきましたが、被保険者本人による自傷行為によるものと判明いたしました。 このため免責事由である「故意または重大な過失」に該当し給付金についてはお支払い非該当と判断いたしました。
支払事由に非該当	入院給付金	入院給付日数限度超過	「統合失調症」により入院され、給付金をご請求いただきましたが、今回ご請求の入院は前回からの継続入院となり、すでに1回の入院に対する支払限度日数をお支払い済みであることが判明しました。 このため、今回ご請求の給付金については、お支払い非該当と判断いたしました。
	入院給付金	入院給付日数限度超過	「閉塞性肺炎」により入院され、給付金をご請求いただきましたが、今回ご請求の入院は、前回入院からの継続入院（1回の入院）とみなされ、すでに前回入院をお支払いした時点で1回の入院に対する支払限度日数をお支払い済みであることが判明しました。 このため、今回ご請求の給付金については、お支払い非該当と判断いたしました。

事由	種類	事由例	非該当とした事案の概要
支払事由に非該当	入院給付金	支払事由に非該当	「左膝関節内異物」により3日間入院され、入院給付金をご請求いただきましたが、ご加入いただいていた入院特約は継続5日以上入院をお支払い対象とするため、お支払い非該当と判断いたしました。
	特定疾病保険金	支払事由に非該当	「早期大腸癌」により特定疾病保険金をご請求いただきましたが、病理組織学検査で「上皮内癌」と診断されたことが判明しました。「上皮内癌」はご加入いただいていた特定疾病保障定期保険特約ではお支払い対象と定める悪性新生物には該当しないため、お支払い非該当と判断いたしました。
	手術給付金	手術給付金非該当	「肝細胞癌・C型慢性肝炎」により「肝動注化学療法」を受けられ、手術給付金をご請求いただきましたが、この療法は約款で規定する「手術とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えること」には該当しないため、手術給付金はお支払い非該当と判断いたしました。
	手術給付金	手術給付金非該当	「皮膚線維腫」により「良性皮膚腫瘍単純切除術」を受けられ、手術給付金をご請求いただきましたが、腫瘍は良性であり、また開腹術も施行されていないため、約款で規定するお支払い手術には該当しないと判断いたしました。
	手術給付金	支払事由に非該当	「右耳部腫瘍」により「腫瘍摘出術」を受けられ、手術給付金をご請求いただきましたが、腫瘍は良性であるため、約款で規定するお支払い手術には該当しないと判断いたしました。